

# 利用証使用上の注意点

## 1 駐車時の掲示について

この利用証は、「ハートフル駐車場」の案内表示のある駐車施設に駐車する場合に、車の前から見えるように掲示してください。

それ以外の場合は、収納してください。特に、ルームミラーに掲示したまま走行することは危険ですので絶対にしないでください。

## 2 利用証の利用について

利用証は、申請者ご本人が乗車する自動車を「ハートフル駐車場」に駐車する場合に利用できます。ただし申請者が出産後の妊産婦等または「1歳6か月未満（多胎の場合は3歳未満）の子どもを同伴する者」の場合は、該当する子どもが乗車する自動車を「ハートフル駐車場」に駐車する場合に利用できます。他の方へ譲渡、貸与することはできません。

不適正利用をしたことが明らかになった場合は、利用証を返却していただくことがあります。

○ハートフル駐車場とは、図1の表示のある駐車場のことです。

○利用証には有効期限があります。（図2を参照ください。）

有効期限が切れたら返却してください。

ただし、引き続き利用の必要がある場合更新もできます。

図1



図2



あなたの有効期限です。  
上段：年・月  
下段：交付番号

## 3 利用証の返却について

有効期間満了や障がいの軽減、けがの治癒等で利用証の交付対象者でなくなった場合は、次のいずれかの機関に返却してください。郵送により返却していただいても結構ですが、その場合は①の県福祉保健課にお願いします。（郵送料は自己負担をお願いします。）

- ①鳥取県福祉保健部ささえあい福祉局福祉保健課  
（〒680-8570 鳥取市東町一丁目 220 番地）
- ②鳥取県中部総合事務所県民福祉局福祉課
- ③鳥取県西部総合事務所県民福祉局福祉課
- ④鳥取県西部総合事務所日野振興センター日野振興局
- ⑤各協力市町村

#### 4 他県との相互利用について

中国・四国各県を含む全国43府県（令和6年11月現在）において、同様の制度が実施されており、鳥取県で発行された「ハートフル駐車場利用証」は各府県の専用駐車スペースでも利用できます。また、各県発行の利用証は、鳥取県にある「ハートフル駐車場」でも利用できます。

他県との相互利用の状況については、県福祉保健課のホームページをご覧ください。また、下記問い合わせ先にお尋ねください。

#### 【参考】近県の利用証・案内表示

##### <岡山県の利用証>



(長期用：緑)



(短期用：赤)

##### <岡山県の案内表示>



##### <島根県の利用証>



(長期用：緑)



(短期用：赤)

##### <島根県の案内表示>



#### 5 その他

##### ～お願い～

ハートフル駐車場は、施設によって、幅の広い（350cm以上）駐車場と、幅の狭い（250～350cm未満）駐車場の2種類確保されていることがあります。その場合、幅の狭い駐車場で乗降可能な方は、なるべく幅の狭い方に駐車いただくようご協力をお願いします。幅の広い駐車場は、車いすを利用される方等が必要とされています。

#### 【問い合わせ先】

鳥取県福祉保健部 ささえあい福祉局福祉保健課

電話：0857-26-7142 ファクシミリ 0857-26-8116

メール：[fukushihoken@pref.tottori.lg.jp](mailto:fukushihoken@pref.tottori.lg.jp)

ホームページアドレス：<https://www.pref.tottori.lg.jp/119758.htm>

